

障害厚生年金について

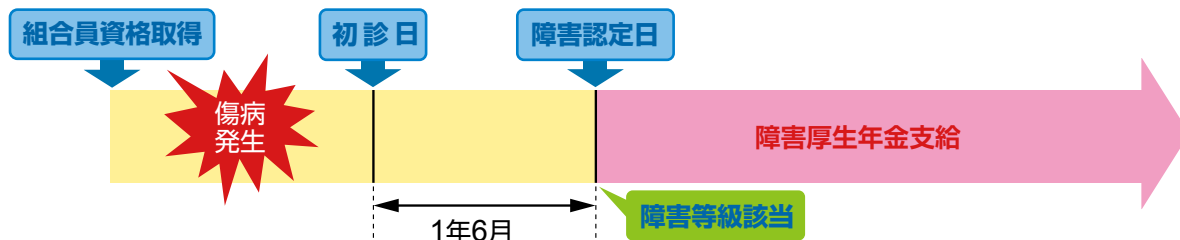
お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

障害厚生年金とは、組合員である間に初診日のある傷病が原因となって、３級以上の障害の状態になったときに支給されるものです。

1. 障害厚生年金の支給要件

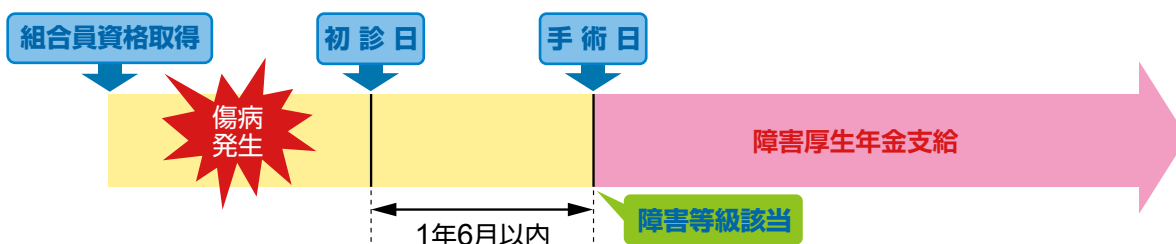
- (1) 初診日（病気またはけがで初めて医師の診療を受けた日）において組合員であること。
- (2) 障害認定日（初診日から起算して１年６月を経過した日、またはその傷病が治ったもしくは症状が固定し治療の効果が期待ができない状態に至った日）に「障害等級」に該当する障害状況であること。
- (3) 保険料を納付していること（次の①または②を満たしている時）
 - ① 初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の３分の２以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - ② 初診日において６５歳未満であり、初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと。



2. 障害程度の特例症例

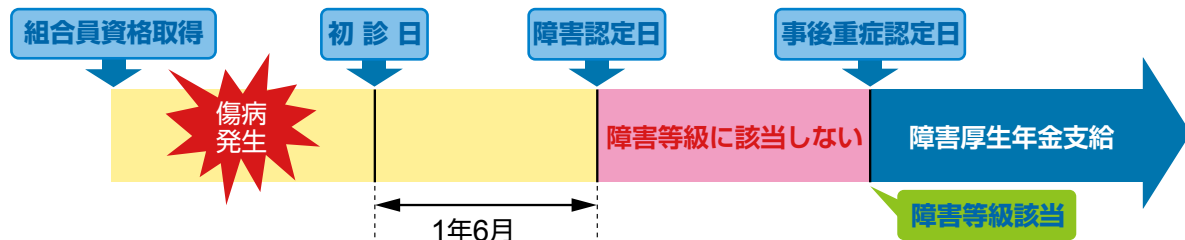
障害等級の認定は、障害認定日で行ないます。ただし、初診日から１年６月以内に以下の表の状態に該当する場合には、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を離断、切断	離断又は切断した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	挿入又は置換した日
脳血管疾患による機能障害	初診日から６月を経過した日以後
心臓ペースメーカー、ＩＣＤ、人工弁を装着	装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日
CRT、CRT-D	装着日
人工血管を挿入、置換	挿入置換日
人工透析療法を施行	透析開始から３月を経過した日
人工肛門、尿路変更術を施行	施行から６月を経過した日
新膀胱	造設した日
喉頭全摘出手術を施行	全摘出手術を施行した日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態	状態に至った日から３月を経過した日以後



3. 事後重症となる場合

障害認定日時点で障害等級に該当しなかった方でも、その後65歳に達する日の前日までに傷病が障害等級に該当する状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。



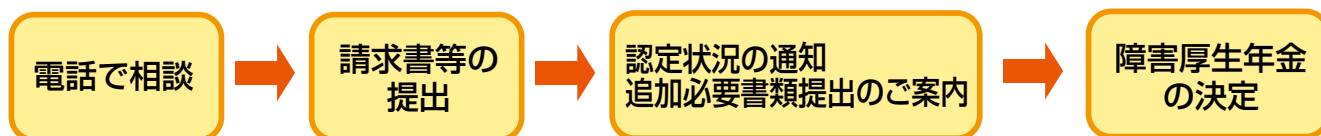
4. 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例

特別支給の老齢厚生年金の受給権をお持ちの方で、障害等級3級以上の認定を受けた方が対象となります。組合員でないことを要件に65歳前でも、満額の年金及び加給年金額を請求することができる制度です。

5. 障害手当金

組合員である間に初診日のある傷病が5年以内に治り、障害等級3級よりやや軽度の障害の状況であり、保険料納付要件を満たしている場合に支給される一時金です。

6. 請求手続き



知っていますか？ジェネリック医薬品
～ジェネリック医薬品を使うと薬代が節約できます～

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4117

ジェネリック医薬品（後発医薬品）って？

医薬品会社が開発した新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、他の医薬品会社が製造販売する新薬と同一の効能、効果などを持つと厚生労働省より認められた安価な医薬品のことです。

どうして節約になるの？

先発医薬品に比べて少ない費用、短い開発期間で製造可能なため低価格で提供されています。

どうすれば処方してもらえるの？

医師または薬剤師にご相談ください。

処方箋にはジェネリック医薬品への変更不可欄があり、この欄に医師によるサインがなければ、薬剤師と相談し、新薬と同じ有効成分のジェネリック医薬品を選択することができます。

ジェネリック医薬品に関する詳細は下記の関連サイトから確認できます。

●日本ジェネリック医薬品バイオシミラー学会「かんじゃさんの薬箱」

<http://www.generic.gr.jp>

●厚生労働省「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」

<http://www.mhlw.go.jp>

